

## 大問 I

### ＜出題の意図＞

本問は、消滅時効に関する基礎的な知識（条文、判例、学説）を有していることを確認し、金銭消費貸借の事例について具体的事案に則して問題を発見し、それを法的に分析し、説得的に論理展開して解決策を述べる能力を試すことを意図するものである。

### ＜解答例・評価のポイント＞

2020年4月1日にAC間に成立した100万円の金銭消費貸借契約に基づいて、Cの死亡により同人を相続したEがAの死亡により同人を相続したDに対して、その返還を求めている。そこで、相当の期間（民591条1項）経過後には、Dはこれに応じなければならないことになりそうである。

(1)についてこのような状況において、本問では、すでに返済したと思われるもののその記録が見当たらないことから、Dにおいて考えられる反論は、消滅時効を援用することである（時効には証明困難の救済機能がある）。

期限の定めのない消費貸借契約における時効の起算点は、一般的に、消費貸借契約成立時、または、（通説においては）契約成立から相当の期間が経過した時と考えられている（催告しなければ時効が進行しないとする下級審裁判例もあるが、消滅時効は権利を行使できる時から進行するのであり、催告から進行するとすれば何もしない貸主＝債権者が得をすることになる）。そうすると、本問では、契約成立時（の翌日）から5年1か月経過しているので、Eの請求時には消滅時効が完成しているといえる（起算点について消費貸借契約成立時としても、相当期間経過時としても、いずれにしても消滅時効が完成しているものと考えてよいであろう。なお、1か月が相当の期間かどうかについては考え方を異にしても差し支えないが、起算点を契約成立から相当の期間が経過した時と考える場合には、この点を検討する必要がある。）。また、消費貸借が成立すれば（期限の定めのない場合でも相当の期間経過後には）返還請求できるのであるから、権利行使できることも知っている（民166条1項1号）。

そこで、Dは、（初日不算入として）その5年後である2025年5月1日は経過したとして、消滅時効を援用すればよい（民145条）。これによって、Eの請求は認められないことになる。

(2)について (2)においても、Dの反論としては、消滅時効を援用することが考えられる。これに対して、Eからは、Dの「借金の返済をしばらく待ってほしい」という発言が時効完成後の債務承認にあたって、Dは、もはや時効を援用することができないと再反論することが考えられよう。

判例（最大判裁昭和41・4・20民集20巻4号702頁、百選I〔9〕39）は、時効完成後に債務を承認した者は、時効完成の事実を知らなかったときでも、信義則上、もはやその時効を援用することができない（時効援用権の喪失）としている。同判例によると、その理由は、もはや時効を援用しないであろうと考える相手方の期待の保護にあり、このように解しても永続した社会秩序維持を目的とする時効制度の存在理由にも反しないとされる。そこで、Dの「借金の返済をしばらく待ってほしい」という発言が債務承認にあたると思われる場合にも、時効完成後に債務承認をした者による時効の援用が信義則に反するといえるかどうかは問題となる。設問によれば、Dは、突然の請求に驚き、Eに対して「帰国したばかりでよく事情が分からない」、「調べてみたい」と伝えているため、時効を援用しないという期待が相手方Eに生まれる可能性がないと考えられる。そこで、上記の発言があっても、DがEの請求に対して時効を援用することは、信義則に反しないものと考えられる（これとは異なる評価となっても差し支えないが、判例を参考に自説を展開し、当てはめを行うことが求められる。）。

Dの「事情が分からないので調べたい」および「しばらく待ってほしい」という発言について、債務の有無が不明であり、その確認の猶予を求めているだけであると解釈することも考えられる。そうであれば、Dの発言は全体として「債務承認」にはあたらないと考えられる。

いずれにしても、Dが消滅時効を援用すれば（民145条）、Eの請求は認められないことになる。

以上。

---

## 大問2

### ＜出題の意図＞

債権の二重譲渡類似の事案において、対抗要件上劣後する譲受人に対し債務者が弁済を行った場合に、当該弁済の効力を問うものである。債権譲渡の対抗要件に関する基礎的理解を前提に、劣後譲受人に弁済するに至った事情の考慮の有無、考慮する場合にはどの法条に基づくかにつき、その根拠も踏まえて説得的に論証することが求められる。

### ＜解答例・評価のポイント＞

本問は、AY債権がXに適法に譲渡されてその第三者対抗要件も備えられた後に、Aに対する債権回収を目的にBがAY債権を差し押さえた事案である。この場合、XとBの優劣はXの譲渡通知の到達日と、Bが得た債権差押命令の到達日の先後によって決せられる（最判昭和49年3月7日民集28巻2号174頁参照）。解答にあたっては、まずはこの法理を提示したうえで、本件事案において、XとBの優先劣後関係について当てはめを適切に行っているか否かが、第一のポイントである。また、当該法理を支える根拠、すなわち民法467条2項の制度趣旨について触れている答案には、さらに高い評価が与えられることになる。

以上の結果、本件事案においてはXが優先譲受人、Bが劣後譲受人と扱われることとなるが、ここではXA間での債務不履行に基づく債権譲渡の解除やその撤回という特殊事情（以下、「本件特殊事情」という）が加わっており、そのためAが最終的には劣後譲受人Bに弁済するに至った。これらの経緯の法的評価とそれに伴う弁済の効力につき論拠を伴った規範を定立しつつ、解決を導くことができるかが、第二のポイントである。

まず、ここで仮に債権譲渡の解除が有効になされた場合には、解除の遡及効に伴い、AY債権がXに帰属することはないため、その対抗要件も効力を有さず、対抗要件を備えたBに対するAの弁済が有効であることには疑いがない。しかし、本件事案においては、債権譲渡解除の通知が到達する以前にその撤回通知が電話によりAからなされており、到達主義（民法97条）に照らし、債権譲渡は解除されておらず有効に存続していると扱われることになろう。従って、Xが優先譲受人、Bが劣後譲受人との法的評価は、債権譲渡の解除を巡る経緯があったとしても影響を及ぼさないという前提を、答案においても示すことが期待される。

次に、本件事案においては、現実には、債務者Aは劣後譲受人Bに対して弁済しており、その法的評価を検討する必要がある。具体的には、真正債権者でない者への弁済であるため、民法478条の適用の可否が問題となる。同条の中のどの要件に絡めるかについては議論がある。すなわち、①対抗要件での優劣が確定している以上、劣後譲受人はもはや「受領権者としての外観を有するもの」に該当しないとして、原則として同条の適用を排除する、従って弁済は有効とはならないとする理解と、②劣後譲受人は「受領権者としての外観を有するもの」に該当するとしううえで、本件特殊事情のような考慮要素がある場合、弁済の効力は同条の「無過失」の成否にかからしめるべきとする理解（最判昭和61年4月11日民集40巻3号558頁）の、大きく2つに分けられることになろう。

答案においてはいずれの理解を基礎に展開してもよいが、複数の理解可能性があること、その上で、論拠を提示した上での説得力ある根拠が展開できているか否かが、評価を左右することになる。なお、②の理解に立った場合、本件特殊事情が同条の過失の評価根拠事実としてどの程度の意味を有するかについての論述も重要である。すなわち、対抗要件主義の趣旨に照らすと、民法478条の安易な適用は避けるべきであるとのスタンスに鑑み、同条の「無過失」と評価される場面は限定的であるとの一般論を踏まえ、かかる観点から本件特殊事情を検討している答案には、高い評価が与えられるであろう。

### ＜出題の意図＞

憲法25条1項の保障する生存権に関する理解を問うことを意図している。生存権に関する基本的学説・判例を基に論述する能力があるかを試す。

### ＜解答例・評価のポイント＞

本問においては「朝日訴訟」判決（最大判1967年【昭和42年】5月24日）、「堀木訴訟」判決（最大判1982年【昭和57年】7月7日）、「老齢加算廃止事件」判決（最三小判2012年【平成24年】2月28日）をふまえ、かつ、本件時点の状況に固有の事柄を反映しての論述を求める。以下ではそれらの判例を基にした検討を念頭に置いているが、「年金減額改定決定取消訴訟」判決（最二小判2023年【令和5年】12月15日）や「生活保護基準引下げ事件」判決（最三小判2025年【令和7年】6月23日）の枠組みに沿った論述をしている場合にも、高い評価をしている。他方、判例に言及していない答案の評価は低くなっている。

まず、本件の先例となる大法廷判決として「朝日訴訟」判決や「堀木訴訟」判決に言及している必要がある。「朝日訴訟」判決においては生活保護基準の設定に関する厚生（労働）大臣の裁量を、「堀木訴訟」判決においては憲法25条の趣旨に応えた立法措置の選択決定に関する裁量が、それぞれ広く設定されている。

しかし、いずれの判例においても大臣や立法者の裁量には限界もある旨が述べられている。それについて「老齢加算廃止事件」判決は、老齢加算の廃止を内容とする保護基準の改定と、いわゆる「激変緩和措置」について、いずれについても専門委員会の意見に沿ったものであることを確認した上で違法ではないとした。本問においては、法律によって「特例水準」が廃止された際に、立法過程において専門家の意見が聴取されていなかった場合に、どのように検討するべきかが問われている。

本問においてはXらの代理人の立場で憲法上の観点で論じることが求められており、本件での法改正が憲法違反であることを、判例の枠内で論じる必要がある。Yからは「堀木訴訟」判決が立法者に広い裁量を認めていたことが指摘されると思われるが、Xの代理人としては、立法者に認められる裁量には限界があり、本件においては判断過程において専門委員会の意見の聴取という手続そのものの欠落があることを指摘することが考えられる。また、生活保護は生活支援のいわば「最後のとりで」であり、その減額は年金等の削減と比べても個人の生活に大きな不利益を生じさせることなど、本件の事情を指摘しながら述べることになると考えられる。

### ＜出題の意図＞

会社法および同法に関する法務省令は1,000条を超えるボリュームのある法令であることから、法科大学院入試受験の時点で、会社法の勉強に十分な時間をとり、どの論点をとっても一定のレベルの議論ができる能力のある者は少数である。そのような認識に基づき、B日程の商法の試験においては、会社法に関する重要な論点を論じてもらうのではなく、会社法の適切な条文を探し出し、事実にはめて運用できる能力を試す問題となっている。具体的には会社法全般の構造を理解し、株主の監督是正権に関する規定を、その規定の適用可能な事実を指摘した上で、結論を導き出すこと能力を試していた。

### ＜解答例・評価のポイント＞

B日程の商法の試験問題のベースは、2025年前半に特に時事ニュースに断続的に取り上げられていた、内部統制システムの不備を原因として完全子会社の従業員に損害を被らせた事件である。この事件に関する報道および解説を思い出すことができれば、当該試験問題を検討する際にヒントになったと思われるが、そうでなくても、問題文中の事実を読めば検討が可能なはずである。A株式会社の発行する株式が東京証券取引所のP市場に上場されていたことから、A株式会社は公開会社であり、取締役会を設置する義務のある会社であるから（会社法327条1項1号）、内部統制システムについて取締役会で決定しなければならない（会社法362条4項6号）。内部統制システムに問題があるとするれば、取締役会の決議内容に問題があったか、取締役会決議後に内部統制システムを構築する段階で問題があったか、または内部統制システムの構築は行われたが運用に問題があったと考えられる。いずれにせよ、内部統制システムが適切に機能していなかったため完全子会社A1株式会社の従業員が業務に関連して損害を受けたことが原因となってA株式会社およびA1株式会社に損害が生じているから、取締役の任務懈怠により両社に大きな損害が生じている。このような場合に、株主が事実を確認して、取締役の責任追及を行うためにどのような手続きをとることが可能であろうか。XはA株式会社の株式の6%を10年以上にわたり保有しており、かつA1株式会社はA株式会社の完全子会社であることから、次のような権利を行使することが考えられるであろう。

- ・Aにおける業務の執行に関する検査役の選任（358条）
- ・Aの株主総会において取締役解任議案および選任議案を提案する（303条、305条）。
- ・Aの取締役会議事録の閲覧謄写請求（371条）
- ・Aの取締役に対する責任追及訴訟（847条）
- ・A1の取締役に対する責任追及訴訟（847条の3）ただし、847条の3第4項の要件が満たされていることを仮定する必要がある。
- ・Aの会計帳簿の閲覧謄写請求権（433条3項）

## ＜出題の意図＞

主に、強盗罪や強盗致傷罪の解釈論、承継的共同正犯に関する理解を問うことを意図している。

## ＜解答例・評価のポイント＞

Xの罪責としては、主に、まず、Vに近づいた上でハンマーを振りかぶり、「殺されたくなかったら金品をすべて持ってこい」と大声で申し向けた行為が、強盗罪（刑法236条）にいう暴行・脅迫に該当するかが問題となる。強盗罪の手段としての暴行・脅迫は被害者の反抗を抑圧するに足りる程度のものでなければならないとするのが判例・通説であるところ、上記行為は一般に相手方の反抗を抑圧するに立りる程度の脅迫であり、また、本問では、被害者Vは実際に反抗を抑圧されているため、強盗罪にいう脅迫に該当するものと考えられる。その後、自ら呼び出したYとともにV宅で現金を探し、最終的には現金100万円を見つけ持ち去っているため、強盗罪（の共同正犯。236条1項、60条）が成立する。

また、Vが居間の窓から逃げ出そうとした際に負った傷害結果についてXに帰責し、Xについて強盗致傷罪（240条）が成立するかが問題となる。この点、死傷結果の原因は、強盗の手段としての暴行・脅迫に限らず、死傷の原因行為が強盗の機会に行われていればよいとする考え方（いわゆる機会説）をとれば、強盗の機会に生じた傷害結果であるとして、強盗致傷罪の成立を認めることが可能であると考えられる。もっとも、機会説に対しては、死傷結果を帰責する範囲が広くなりすぎる、強盗の機会に生じたことのみでは特に重い法定刑が予定されている刑法240条の罪を成立させるに十分な理由となり得ないなどの批判があるほか、機会説に親和性があるとされる判例も、強盗の機会といえさえすれば無限定に死傷結果を帰責するわけではなく、強取行為と原因行為の時間的・場所的近接性や犯意の継続性を要求し一定の限定を図っているものと考えられる。機会説をとるのであれば、このような点を踏まえ、なお機会説をとるべき理由（手段としての暴行・脅迫から直接に生じた死傷結果しか帰責できないとする（いわゆる手段説）と不合理であるなど）も論じる必要がある。

次に、先行者Xによる実行行為の途中から関与した後行者Yの罪責について承継的共同正犯の成否が問題となる。この点、まず、共謀加担後の暴行が寄与していない傷害結果について、後行者がその傷害結果に因果関係を有していないから、その傷害結果に関し後行者に傷害罪の承継的共同正犯は成立しないとした近時の最高裁判例（最決平成24年11月6日刑集66巻11号1281頁）を踏まえれば、本問でも、Vが花瓶を踏みつけて負った傷害結果についてYが承継すると考えることは困難であろう。

問題は、Yに強盗罪の承継的共同正犯が成立するかどうかである。この点、上記判例はあくまで傷害罪との関係での判断であるから（補足意見も参照）、同判例のみをもって強盗罪との関係でも承継的共同正犯の成立を認めないとしてしまうのは不適切である。ここでは、①従来の裁判例で主流をなしてきたと考えられる、先行行為の効果の自己の犯罪実現の手段としての積極的利用があった場合に承継を認める見解をとるか、②同見解を因果的共犯論と整合しないものとして、むしろ、後行者は因果性を有する加功後の行為のみを帰責されることを前提に、それを犯罪の結果を実現する行為と評価できる場合には、法益侵害に因果性を有するとして承継を認める見解をとるか、が問われる。さらに、②の内部でも、強盗罪については、③後行者は奪取という法益侵害に因果性を有するとして承継を認め強盗罪の承継的共同正犯とする立場と、④窃盗罪よりも重い強盗罪の法益侵害性を基礎づけるのは暴行・脅迫であるとして、暴行・脅迫に因果性を有さない後行者は窃盗罪の限度でしか共同正犯にならないとの立場がある。この点、近時の裁判例（広島高判令和6年6月13日LEX/DB25620452）には、上記の②③に親和的と思われる判断をし、強盗罪の承継的共同正犯を認めたものがある。いずれにせよ、安易に承継の是非を論じるのではなく、どのような根拠に基づきどのような考え方をすべきかを過不足なく論じる必要がある。